

委員会調査報告書

令和元年 8 月 7 日

広域廃棄物処理施設建設調査特別委員会

1 はじめに

本特別委員会は、現在の君津地域広域廃棄物処理施設「株式会社かずさクリーンシステム」が、地元等との協定により、令和8年度末で操業終了となることから、将来にわたり安全で安定した廃棄物処理が持続可能な施設規模、また、建設費や経済性等、総合的に勘案し、より効率的な次期広域廃棄物処理施設の建設に向けた、調査研究をすることを目的として、平成29年第4回定例会において、委員12名をもって設置されたものである。

以下、調査研究の概要について報告する。

2 調査活動の経過

No	期 日	時 刻	場 所	内 容
1	29. 12. 21	本会議	議 場	議員発議による広域廃棄物処理施設建設調査特別委員会の設置 委員12名 ・広域廃棄物処理施設建設に関する事項
		15時45分	第1委員会室	正副委員長の互選 委員長 鵜田 剛 副委員長 真木 好朗
2	30. 3. 23	11時00分	第1委員会室	次期広域廃棄物処理施設建設に伴う検討状況について 現在稼働中の君津地域広域廃棄物処理施設の経緯や次期広域廃棄物処理事業の検討状況の報告を受けるとともに、鴨川市、南房総市及び鋸南町の安房地域2市1町が、廃棄物処理において、君津地域4市と事業連携することの可能性を判断するため、「更なる広域化に関する協議の申し入れ」があり、これを君津地域4市が、了承するに至ったことの経緯について説明を受けた。
3	30. 6. 20 協議会	14時00分	第1委員会室	（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想（案）について 君津地域4市における廃棄物処理の現状と課題、処理方式や事業方式等、今後の施設整備の方向性について説明を受けた。
4	30. 8. 21	10時00分	第1委員会室	1（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想（案）に係るまちづくり意見公募手続の実施結果について 2 民間事業者の提案によるPFI事業の実施について 3 PFI事業における事業方式について 基本構想（案）に対する意見公募手続結果を踏まえた対応について、また、PFI法第6条に規定する民間提案

				制度を採用すること及び、P F I 事業としての事業方式について議論した。
5	30. 10. 30	14 時 00 分	第 1 委員会室	（仮称）第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る安房地域 2 市 1 町からの事業連携の申し入れについて 安房地域からの事業連携の申し入れに係る検討結果として、次期事業に安房地域 2 市 1 町が参加することは、君津地域 4 市にとっても有益であると判断したことについての報告に対し、事業スケジュールに遅延が生じることがないよう、また、ごみ収集車両の走行ルートを検討等に際し、君津市民にとって不利益とならぬよう、十分な配慮を求めた。
6	30. 12. 13	11 時 00 分	第 1 委員会室	（仮称）第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業について 安房地域 2 市 1 町の次期事業への参加について、承諾する旨を回答し、君津地域を含む 6 市 1 町が覚書を締結することに至ったことについての報告を受け、さらに、次期広域廃棄物処理事業に係る事務を集中的に進めるため、君津地域 4 市の派遣職員による準備室の設置及び事務経費の負担割合、今後 6 市 1 町による共同処理を進めるうえでの組織体制について議論をした。
7	31. 2. 18	14 時 00 分	議会全員協議会室	（仮称）第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る経過報告について 今後の広域連携における組織体制として、事業目的や運営方針の実効性、令和 9 年度からの次期廃棄物処理施設の供用開始が可能かなどの観点から、6 市 1 町による協議会の設置に向け、協議を行うことのほか、事務に係る費用負担割合の協定について議論するとともに、P F I 法第 6 条による民間提案制度の実施状況について報告を受けた。
8	1. 5. 28	10 時 00 分	第 1 委員会室	1 副委員長の互選について 真木副委員長のご逝去に伴う副委員長の互選。 副委員長 加 藤 喜 代 美 2 （仮称）第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業について P F I 法第 6 条による民間提案の実施結果について、民間提案評価委員会による検討の結果、民間提案の採用を決定したこと、また、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会を平成 3 1 年 4 月 1 日に設置し、翌 2 日に開催された第 1 回

				協議会での決定事項について、報告を受けた。
9	1. 8. 7	16 時 00 分	第 1 委員会室	委員会調査活動の報告について 委員会の調査報告書について、意見交換、取りまとめを行った。

3 終わりに

一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村に処理責任があり、適正に処理するよう義務付けられている。また、一般廃棄物の処理施設は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、良好な都市環境を形成するための重要な施設の一つでもある。

このようなことから、本特別委員会では、この間、1年8カ月にわたり、事業の進捗にあわせ、執行部からの詳細な説明を受けるとともに、次期広域廃棄物処理事業が将来にわたり適正な事業となるよう、討議を重ねてきたところである。

しかし本事業は、まだ初期の段階であり、執行部においては、市民生活に密接なごみの処理が、切れ目なく円滑にされるよう、次期広域廃棄物処理事業の推進に努められるとともに、あらゆる面において経費節減に努めるよう、行政の責務をしっかりと果たし、廃棄物の適正処理と市民生活の向上に資する業務執行を強く願うものである。

結びに、今後も引き続き、執行部から積極的な情報提供を受け、議会としてもチェック機関の役割を適切に果たし、次期広域廃棄物処理施設が将来にわたり安全で安定的な稼働ができる処理施設となるよう、着実な事業の進展を期待し、本特別委員会のまとめとする。